

使用料・手数料の条例改正（案）

1 手数料

改定しない。（法定的料金が多い。近隣自治体の動きが無い。）

2 使用料

(1) 対象

ア 利用料金制の指定管理施設（11施設中 6施設）は、指定管理者に影響があるため改定対象とする。

実際に料金改定	<u>6施設</u>
30分規定の改定	2施設
改定なし	3施設（上昇幅が少額で改定に至らない）

イ 上記のほか、市が使用料を徴収する施設を改定対象とする。

ただし、集会施設、火葬場及び市営住宅等の生活必需の施設は改定しない。

※ 参考 市営住宅（特定賃貸住宅）は、立地性、居住面積、経過年数、利便性等を考慮して家賃算出を行っており、経年劣化を踏まえた家賃を検討する必要があるため、改定しない。

(2) 改定率

5%増の改定とする。 $\left[\begin{array}{l} \text{市町合併後、消費税分を転嫁していないため。} \\ [(5\% \rightarrow 8\%) + (8\% \rightarrow 10\%) = 5\%] \end{array} \right]$

(3) 改定計算

ア 現在の単価×1.05として計算する。

イ 利用料金制の指定管理施設

・円単位切捨て、10円単位とする。

ウ その他の施設

・円単位切捨て、10円単位とするが、改定幅を50円単位又は100円単位で調整する。

(4) 条例の30分規定（以内・未満）整理

ア 使用時間の取扱いについて、「以内」や「以上」の字句を整理する。

イ 30分未満の料金を新設する。（1円単位切捨）

現 状		変 更	
30分以内	料金切捨	30分間以下	1/2時間分の料金
30分超 60分未満	1時間分の料金	30分以上 60分未満	1時間分の料金

3 その他、消費税の改定によらず、使用料の改定を必要とするもの。

〔糸魚川市温泉施設権現荘条例の日帰り入浴料金等、必要に応じた改正について数件を検討中。〕

4 スケジュール

月	市議会への説明等	方針案の策定・庁内実務作業
9月	・3常任委員会において、基本的な考え方を説明	
10月	閉会中の常任委員会で、個々の施設の改定について説明	関係団体への説明 条例議案作成事務 議案送付
11月		
12月	・12月市議会定例会 議案上程	
1月		・周知開始〔おしらせばん、HP〕 〔各施設で掲示、その他〕
2月		・料金徴収の相手方への詳細周知
3月		・準備月
4月	新料金の開始	

5 今後の料金改定に対する考え方

今後、負担のあり方を定期的（3年から5年程度の期間）に検討する。

方法等は、令和2年度末改訂予定の公共施設等総合管理指針の中で具体的に検討し、施設カルテ等と連動しながら進める。

6 改定単価のイメージ

【旧】

【新】

(1) 利用料金制の指定管理（10円単位）

1時間 300円 × 1.05 = 315円 → 310円（10円増）

(2) その他の施設（50円100円調整）

1時間 300円 × 1.05 = 315円 → 300円（変更なし）

1時間 1,000円 × 1.05 = 1,050円 → 1,050円（増50円）

1時間 3,200円 × 1.05 = 3,360円 → 3,350円（増150円）

(3) 30分規定の改定

集会所1時間200円の部屋を例として、

1時間30分は30分切捨て200円 → 30分は1/2料金として
200円 + 100円 = 300円（増100円）